

監査報告書

令和3年5月19日

学校法人 大覚寺学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 大覚寺学園

監事 高 家 昌 昭 ⑩

監事 午 居 隆 平 ⑩

私たちは、私立学校法第37条第3項にもとづく監査報告を行うため、学校法人大覚寺学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

監査を行った結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上